

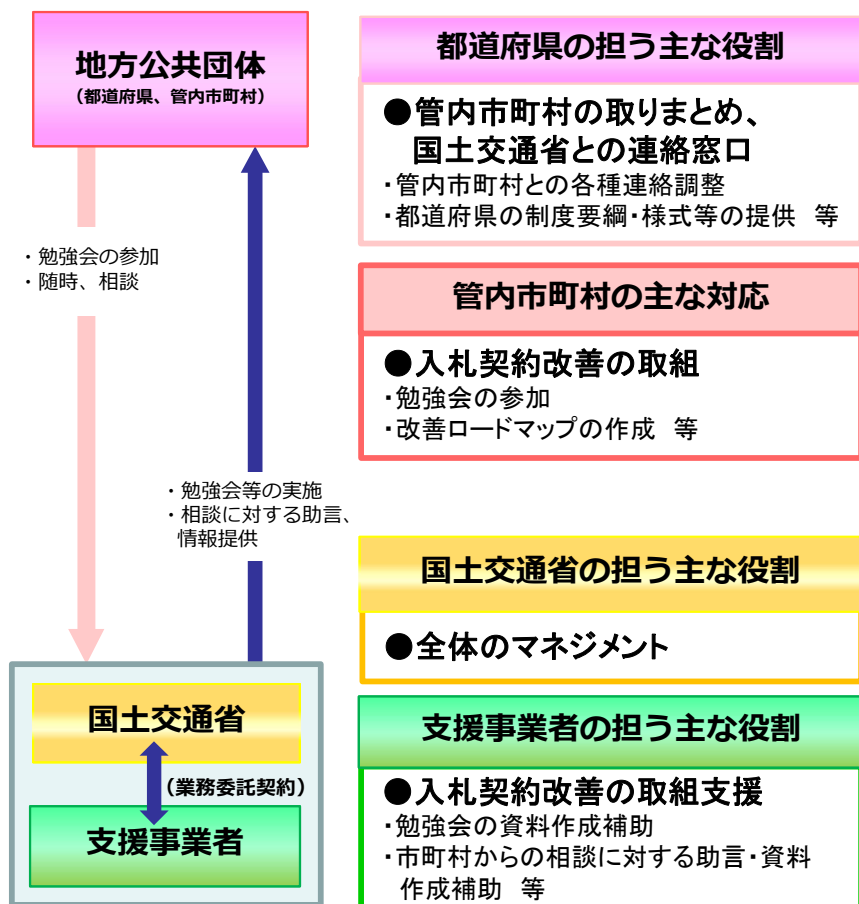
令和5年度 ハンズオン支援事業の取組結果

入札契約改善に向けたハンズオン支援の取組

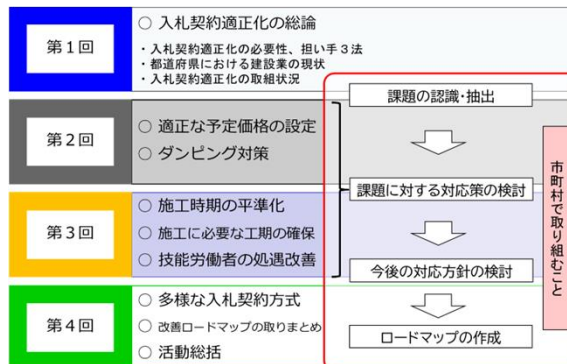
- 国土交通省が支援事業者と共に、地方公共団体における入札契約改善の取組を支援。
- 管内市町村が参加し、勉強会等を通じて、各団体で個別に抱える入札契約に関する課題等を確認した上で、各団体に応じた支援を実施。

支援の概要

支援の枠組み



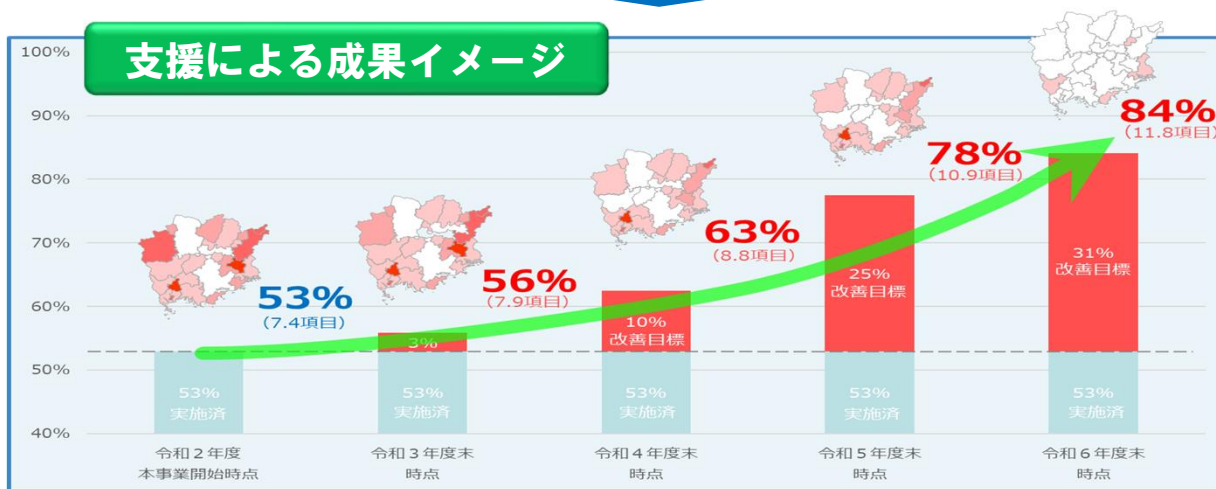
勉強会の開催



入札契約改善に向けた重点取組

① 総合評価落札方式の活用	⑧ 週休2日工事の実施
② 低入札価格調査制度(算定式)	⑨ 施工時期の平準化の取組
③ 低入札価格調査制度(公表時期)	⑩ 設計変更ガイドラインの策定
④ 最低制限価格制度(算定式)	⑪ スライド条項の運用基準の策定
⑤ 最低制限価格制度(公表時期)	⑫ 下請からの社会保険等未加入業者の排除
⑥ 法定福利費の適切な計上	⑬ 第三者機関等の設置
⑦ 予定価格の公表時期	⑭ 義務付け事項の実施

支援による成果イメージ



令和5年度にハンズオン支援を実施した都道府県

団体名	市町村数	勉強会の開催	応募動機
茨城県	44団体 (32市) (10町) (2村)	第1回 8月9日 第2回 10月13日 第3回 12月13日 第4回 2月22日	<ul style="list-style-type: none"> 平準化については、全国平均に比べ低い水準にあることから、取組を強化していく必要 週休2日制工事の導入については、令和6年4月から時間外労働の上限規制に対応するため、市町村発注工事への導入を促進していく必要 等
長野県	77団体 (19市) (23町) (35村)	第1回 7月31日 ~8月21日 (4ブロックに分けて開催) 第2回 10月11日 第3回 11月22日 第4回 2月7日	<ul style="list-style-type: none"> 工事のダンピング対策未導入の市町村数が多いことから、取組を強化していく必要 平準化の推進に課題を感じている市町村がいる 等
岐阜県	42団体 (21市) (19町) (2村)	第1回 8月28日 第2回 10月5日 第3回 11月17日 第4回 2月2日	<ul style="list-style-type: none"> 平準化については、県と市町村の財政・建設・契約部局からなる部会を設けて働きかけているところであるが取組みが進んでいない ダンピング対策については、工事及び業務のいずれにおいても市町村の取組みが遅れている 等

入札契約改善に向けた茨城県の取組(市町村平均)

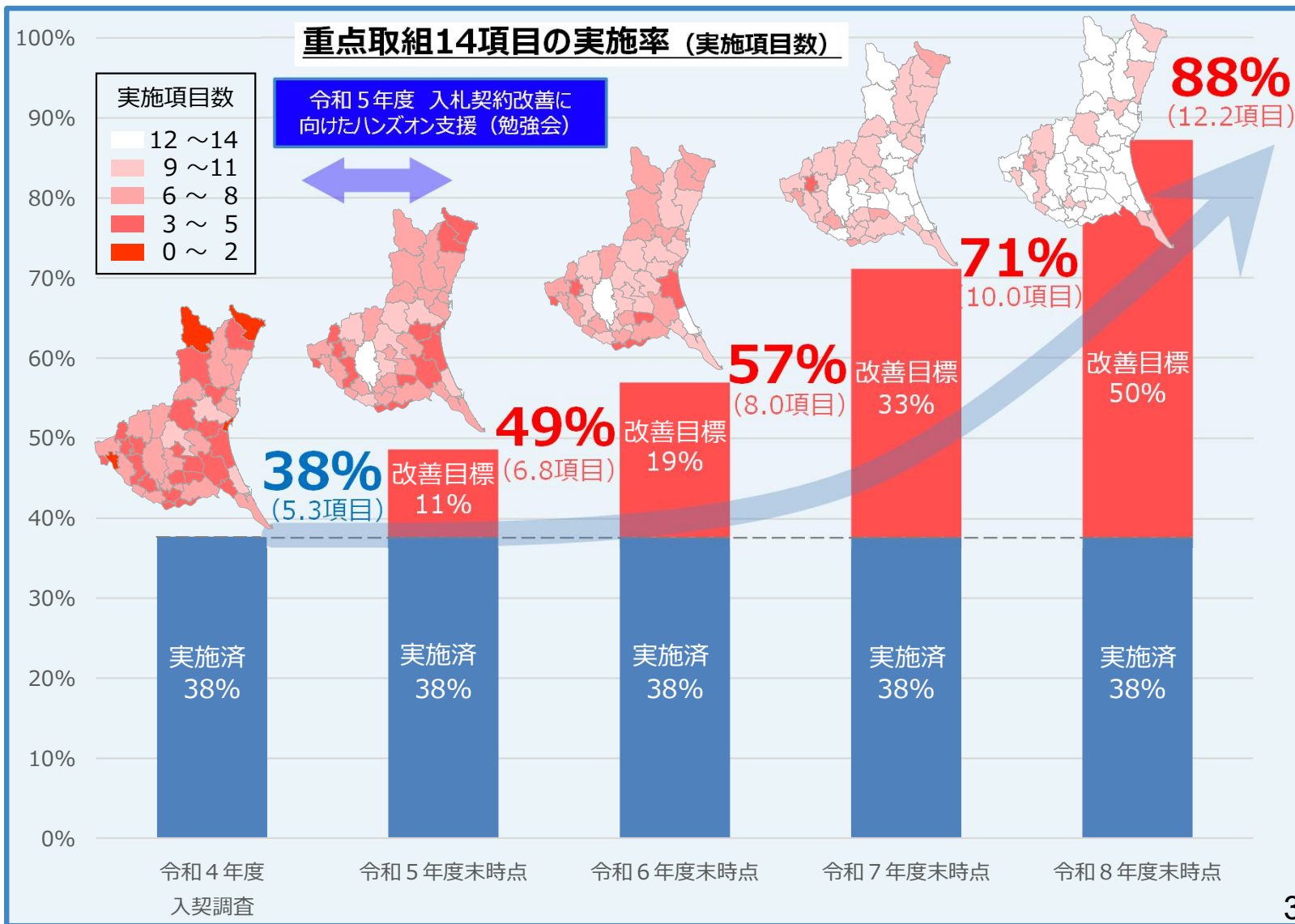
重点取組14項目について、

○令和4年度入契調査では、実施率の市町村平均が**約4割弱**

○令和8年度末時点では、市町村平均で**8割以上の実施率を目指す**

入札契約改善に向けた重点取組14項目

- ① 総合評価落札方式の活用
- ② 低入札価格調査制度(算定式)
- ③ 低入札価格調査制度(公表時期)
- ④ 最低制限価格制度(算定式)
- ⑤ 最低制限価格制度(公表時期)
- ⑥ 法定福利費の適切な計上
- ⑦ 予定価格の公表時期
- ⑧ 週休2日工事の実施
- ⑨ 施工時期の平準化の取組
- ⑩ 設計変更ガイドラインの策定
- ⑪ スライド条項の運用基準の策定
- ⑫ 下請からの社会保険等未加入業者の排除
- ⑬ 第三者機関等の設置
- ⑭ 義務付け事項の実施



入札契約改善に向けた長野県の取組(市町村平均)

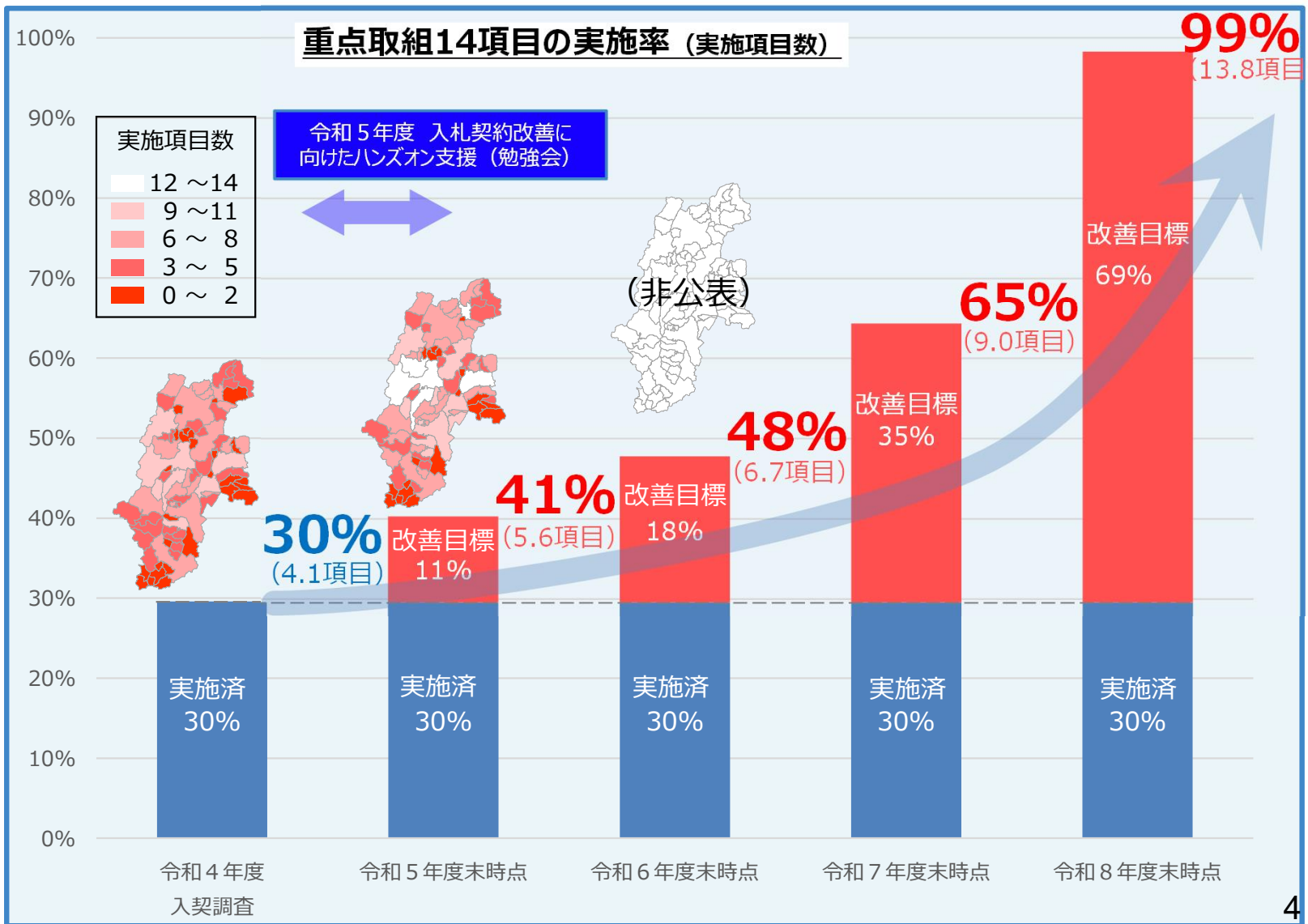
重点取組14項目について、

○令和4年度入契調査では、実施率の市町村平均が**約3割**

○令和8年度末時点では、市町村平均で**9割以上の実施率を目指す**

入札契約改善に向けた重点取組14項目

- ① 総合評価落札方式の活用
- ② 低入札価格調査制度(算定式)
- ③ 低入札価格調査制度(公表時期)
- ④ 最低制限価格制度(算定式)
- ⑤ 最低制限価格制度(公表時期)
- ⑥ 法定福利費の適切な計上
- ⑦ 予定価格の公表時期
- ⑧ 週休2日工事の実施
- ⑨ 施工時期の平準化の取組
- ⑩ 設計変更ガイドラインの策定
- ⑪ スライド条項の運用基準の策定
- ⑫ 下請からの社会保険等未加入業者の排除
- ⑬ 第三者機関等の設置
- ⑭ 義務付け事項の実施



入札契約改善に向けた岐阜県の取組(市町村平均)

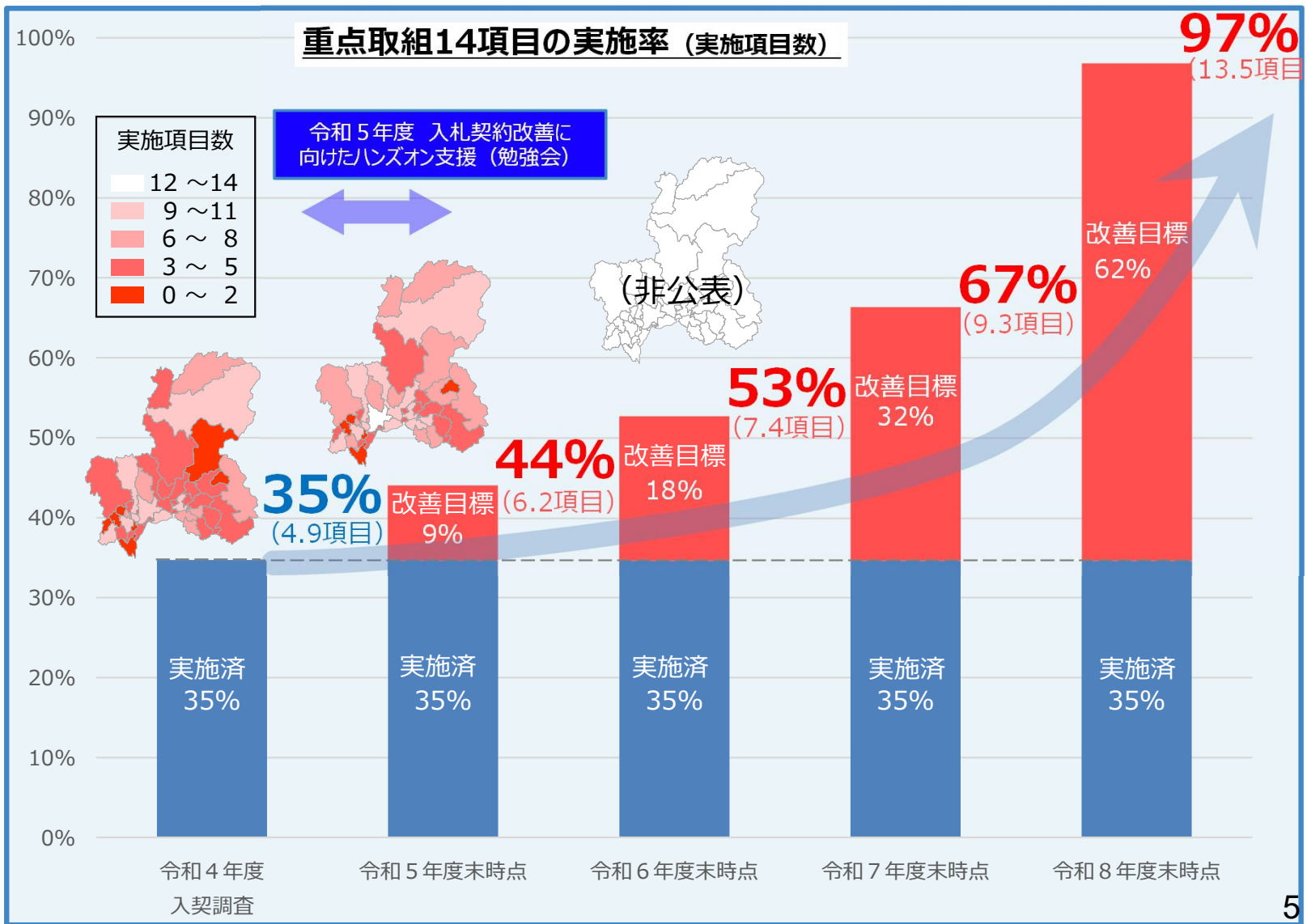
重点取組14項目について、

○令和4年度入契調査では、実施率の市町村平均が**約3割強**

○令和8年度末時点では、市町村平均で**9割以上の実施率を目指す**

入札契約改善に向けた重点取組14項目

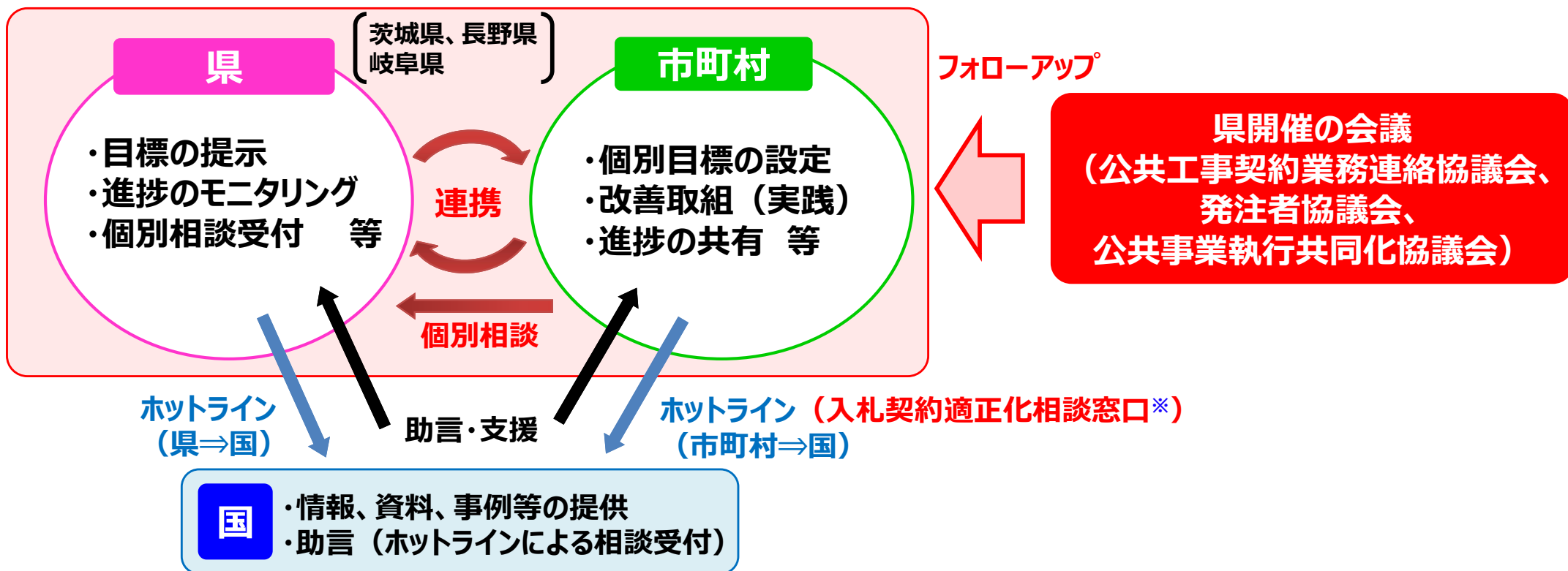
- ① 総合評価落札方式の活用
- ② 低入札価格調査制度(算定式)
- ③ 低入札価格調査制度(公表時期)
- ④ 最低制限価格制度(算定式)
- ⑤ 最低制限価格制度(公表時期)
- ⑥ 法定福利費の適切な計上
- ⑦ 予定価格の公表時期
- ⑧ 週休2日工事の実施
- ⑨ 施工時期の平準化の取組
- ⑩ 設計変更ガイドラインの策定
- ⑪ スライド条項の運用基準の策定
- ⑫ 下請からの社会保険等未加入業者の排除
- ⑬ 第三者機関等の設置
- ⑭ 義務付け事項の実施



今後の取組に向けて(フォローアップ)

○市町村での各年度の実行計画（ロードマップ）による改善に向けた実践を行い、各県との連携や国への相談窓口の活用を図り、**目標達成に向けた継続した取組が必要。**

○また、市町村全体の改善状況の可視化・共有を行うことにより、県開催の会議を通じたフォローアップを図り、県内市町村全体の入札契約改善に繋がることを期待。



(※) <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001486415.pdf>